

非常勤講師5名の雇用継続を確認

2月7日 鈴亀ユニオンが鈴鹿享栄学園（鈴鹿高校）と団体交渉



鈴鹿享栄学園（こちら側）と団体交渉をする鈴亀ユニオン
2018年2月7日 じばさん三重

2018年4月1日になると、5年以上働いた非常勤講師には「無期雇用」を求める権利が発生します。これを無期転換ルールと言います。

ところがこの資格を得られないようにするために3月31日で非常勤講師を一斉に雇い止めにする動きが、全国で起きており、鈴鹿高校でも「『法律が変わったから辞めていただきます』と校長に言われた」という訴えがみえ労連に寄せられました。

連帯の力

今回の団体交渉には愛知から植木日出男さん（愛知争議団連絡会）と高森識史さん（東海圏大学非常勤組合）に応援をいただきました。

「雇用継続ができてよかったですね。コマ数や賃金が極端に減らないよう、組合として監視して行くことが大切です」（植木さん）

「1月22日におこなった鈴鹿大学との団体交渉でも3人の雇用継続を勝ち取っていたのである程度予想はしていましたが、それにしてもよく頑張りましたね。今日この場に来られなかった人にも伝えてあげましょう」（高森さん）

組合連帯の中で今回の成果を得られたことをうれしく思います。ありがとうございます。鈴亀ユニオン書記長 吉田一男

雇い止めの通告を受けた非常勤講師は、鈴亀ユニオンに加入し、2月7日（水）19時から団体交渉を行いました。交渉の中で鈴鹿高校側は「労働契約法18条（無期転換）の趣旨は十分承知している。校長の説明は、内容がわかっていなくて不十分だった」と釈明しました。そして雇い止め撤回を申し出た組合員5名全員の雇用継続を約束し、「担当時間数は例年に準ずること」との要求にも「持ち時間数が極端に減るなどと言うことはあってはならない」と理解を示しました。

鈴鹿高校側の対応はコンプライアンス（法令遵守）に則った真つ当なものであり、評価できます。「他にも雇用継続を求めている非常勤講師がいるが、同じように扱うのか」との質問には「申し出ていただければ一人ひとりの事情を確認した上で同じように対応させていただきます」と回答しました。

また非常勤講師の待遇改善について今後組合と協議していくことでも意見が一致しました。非常勤講師のAさんは「ドキドキしながら交渉に参加しました。4月から雇用を継続しますと言われたときは、まさかと思っていたので、びっくりしました。組合に入ってよかったです。ありがとうございます。」同じくBさんは「今年の正月は不安で不安で仕方がなかったが、4月からの雇用が約束してもらえて本当に嬉しい。声を挙げ、行動することが大事なんだと実感した。」と喜びを語っていました。



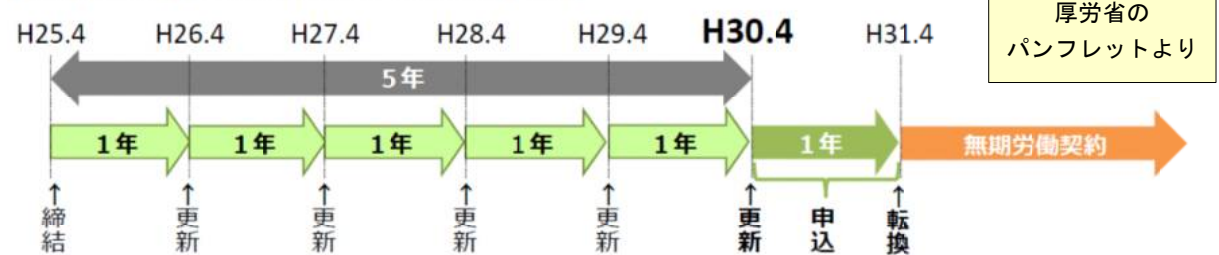
非常勤講師支部に入ろう！

今回の取り組みの中で鈴亀ユニオンに「鈴鹿高校非常勤講師支部」が誕生しました。継続を望む非常勤講師は組合に加入して「私は4月からの雇用を希望している」と学校側にはっきりと伝えることが大切です。講師室の広瀬に声をおかけ下さい。お待ちしております。

鈴亀ユニオン鈴鹿高校
非常勤講師支部支部長

無期転換ルール

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。別段の定めをすることにより、変更可能です。



三重県労働組合総連合（みえ労連）
すずかめ

鈴亀ユニオン

鈴亀ユニオンニュース2018年2月8日（木）

〒513-0801 鈴鹿市神戸9-1-1志水ビル2階
Suzuka-shi, kanbe, 9-1-1Shimizu Bldg. 2F
Tel:090-1821-4997

HP <https://suzukame-union.jimdo.com/>